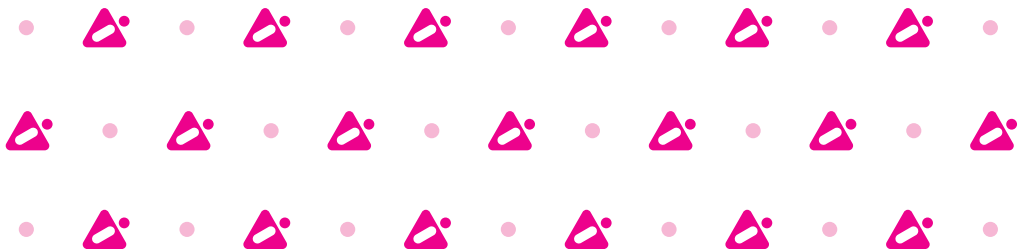


預金等規定集



あい、ふれあい、きずきあい
愛知銀行

目 次

■総合口座取引規定	1
■普通預金規定	13
■貯蓄預金規定	22
■納税準備預金規定	30
■通知預金規定	39
■定期預金共通規定	46
■期日指定定期預金規定	55
■自由満期型定期預金規定（愛銀フリー定期規定）	57
■自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）	60
■自由金利型定期預金規定（大口定期預金規定）	66
■変動金利定期預金規定	70
■定期積金規定	76
■ATMによる定期預金取引規定	83
■盗難通帳等を用いた預金の払い戻しによる被害の補てんおよび本人確認の取り扱いに関する特約	89

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、愛銀総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
- ① 普通預金
 - ② 期日指定定期預金、自由満期型定期預金（以下、「愛銀フリー定期」といいます。）、自由金利型定期預金〈M型〉（以下、「スーパー定期」といいます。）、自由金利型定期預金（以下、「大口定期預金」といいます。）および変動金利定期預金（以下、これらを「定期預金」といいます。）
 - ③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取り扱います。

2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払い戻し（当座貸越を利用した普通預金の払い戻しを含みます。）ができます。
- ただし、当店以外での払い戻しは、当行所定の方法により届け出の印鑑（当行が特に認めた場合には署名鑑）と払戻請求書等の提出書類に押捺された印影（当行が特に認めた場合には署名）が照合された場合に限ります。

- (2) 期日指定定期預金、愛銀フリー定期、スーパー定期および変動金利定期預金の預け入れは一口1万円以上、大口定期預金の預け入れは当行所定の金額以上とし、これらの定期預金の預け入れ、解約または書替継続は当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取り扱います。

なお、一口の期日指定定期預金および愛銀フリー定期の預け入れは、当行所定の金額内とします。

3. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日（期日指定定期預金および愛銀フリー定期は最長預入期限）に前回と同一の期間の定期預金に自動的に継続します。

愛銀フリー定期が当行所定の預入金額をこえる場合は、この取り扱いはいたしません。

なお、期日指定定期預金が当行所定の預入金額をこえる場合は、最長預入期限と同一期間のスーパー定期として継続します。

- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。

- (3) 継続を停止するとき、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当行本支店に申し出てください。

ただし、期日指定定期預金および愛銀フリー定期については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当行本支店に申し出てください。

4. (預金の払い戻し等)

- (1) 普通預金の払い戻しまたは定期預金の解約（一部解約を含む。）、書替継続（ただし、前記第3条第1項による継続を除きます。）をするときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（当行が特に認めた場合には署名）により記名押印（当行が特に認めた場合には署名）して、通帳

とともに提出してください。

- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金に組み入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組み入れる場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受け取ることはできません。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払い戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸し出し、普通預金へ入金のうち払い戻しまたは自動支払いします。

なお、未成年の場合、当座貸越は利用できません。

- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（千円未満は切り捨てます。）または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受け入れまたは振り込まれた資金（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自

動的に返済にあてます。

なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

(1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

(2) この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。

なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

(3)① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。

② 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

(1)① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引き落としまたは貸越元金に組み入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

- A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.5%を加えた利率
 - B. スーパー定期を貸越金の担保とする場合
そのスーパー定期ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - C. 大口定期預金を貸越金の担保とする場合
その大口定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - D. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率
 - E. 愛銀フリー定期を貸越金の担保とする場合
その愛銀フリー定期ごとにその約定利率（「5年」の利率）に年0.5%を加えた利率
- ② 前号の組み入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.5%（年365日の日割計算）とします。

9.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、職業、取引を行う目的その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行本支店に届け出てください。この届け出

の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払い戻し、解約、定期預金の元金金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 届け出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

10. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（当行が特に認めた場合には署名）を届け出の印鑑（当行が特に認めた場合には署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故が

あってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (即時支払)

- (1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
- ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届け出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
- ① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

13. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当行本支店に申し出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。
なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解

約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為

- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

(3) 前条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

14. (差引計算等)

(1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取り扱うことができるものとします。

- ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払い戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
- ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- ③ 第1号により、なお普通預金の残高がある場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

15. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。

なお、この預金が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取り扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（当行が特に認めた場合には署名）により記名押印（当行が特に認めた場合には署名）して、通帳とともに直ちに当行に提出してください。

ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとし

ます。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限を加える定めについては適用せず、第1項により相殺することができるものとします。

17. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示等の方法で公表することにより変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

【決済用普通預金に関する総合口座取引規定の特約】

1. (総合口座取引)

決済用普通預金は、愛銀総合口座として利用することができます。

2. (規定の準用)

前条の場合には、普通預金規定(第6条を除きます。)及び決済用普通預金に関する特約に加え、総合口座取引規定(第5条1項を除きます。)を適用します。この場合において、総合口座取引規定中「普通預金」とあるのは「決済用普通預金」と読み替えるものとします。

以 上

普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払い戻しができます。

ただし、当店以外での払い戻しは、当行所定の方法により届け出の印鑑（当行が特に認めた場合には署名鑑）と払戻請求書等の提出書類に押捺された印影（当行が特に認めた場合には署名）が照合された場合に限りです。

2. (証券類の受け入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取り立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。
- (2) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- (5) 証券類の取り立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受け入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。
- (2) この預金口座への振り込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信によ

る取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払い戻しはできません。その払い戻しができる予定の日は、通帳に日付等により記載します。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届け出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引き落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. (預金の払い戻し)

- (1) この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（当行が特に認めた場合には署名）により記名押印（当行が特に認めた場合には署名）して通帳とともに提出してください。
- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を1円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

7.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、職業または事業の内容、取引を行う目的、実質的支配者（法人のお客さまのみ）その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行本支店に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払い戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8.（成年後見人等の届け出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

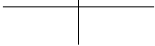
なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
- ② この預金の預金者が第10条第1項に違反したとき
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- 
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間、預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前項2項から4項により、預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止さ

れその解除を求める場合には、通帳（カードを発行している場合にはカードとともに）を持参のうえ、当行所定の書面に届け出の印章（当行が特に認めた場合には署名）により記名押印（当行が特に認めた場合には署名）して当店に残高の返還または停止の解除を申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

13.（通知等）

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

14.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

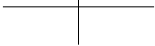
(1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（当行が特に認めた場合には署名）により記名押印（当行が特に認めた場合には署名）して、通帳とともに直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の

- 
- 当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。
- また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。
- ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示等の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上



【 決済用普通預金に関する特約 】

決済用普通預金に関しては、普通預金規定（第6条を除きます）に加え、この特約を適用します。
普通預金を決済用普通預金に変更した場合も同様とします。

1.（利息）

決済用普通預金には利息をつけません。

2.（普通預金への変更）

決済用普通預金を普通預金に変更する場合は、当行所定の手続きをしてください。

以 上





貯蓄預金規定

1. (取扱店の範囲)


この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払い戻しができます。ただし、当店以外での払い戻しは、当行所定の方法により届け出の印鑑（当行が特に認めた場合には署名鑑）と払戻請求書等の提出書類に押捺された印影（当行が特に認めた場合には署名）が照合された場合に限ります。

2. (証券類の受け入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取り立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。
- (2) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- (5) 証券類の取り立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受け入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。

- 
- (2) この預金口座への振り込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払い戻しはできません。その払い戻しができる予定の日は、通帳に日付等により記載します。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届け出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引き落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. (預金の払い戻し)

この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（当行が特に認めた場合には署名）により記名押印（当行が特に認めた場合には署名）して通帳とともに提出してください。

6. (自動支払い等)

この預金からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当行所定の日に、この預金に組み入れます。
- (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」といいます。）は、10万円とし、適用する利率は次のとおりとします。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。


- ① 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間
当該期間における金額階層に応じた店頭表示の「金額階層別利率」
- ② 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間
当該期間における店頭表示の「普通預金利率」

8.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、職業、取引を行う目的その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行本支店に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払い戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9.（成年後見人等の届け出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

- 
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
 - (4) 前3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
 - (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（当行が特に認めた場合には署名）を届け出の印鑑（当行が特に認めた場合には署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、届け出の印章と通帳（カードを発行している場合にはカードもともに）を持参のうえ、当行本支店に申し出てください。

(2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき

② この預金の預金者が前条第1項に違反したとき

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいず

れかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間、預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

- (5) 前項2項から4項により、預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳（カードを発行している場合にはカードもともに）を持参のうえ、当行所定の書面に届け出の印章（当行が特に認めた場合には署名）により記名押印（当行が特に認めた場合には署名）して当店に残高の返還または停止の解除を申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14.（通知等）

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

15.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（当行が特に認めた場合には署名）により記名押印（当行が特に認めた場合には署名）して、通帳とともに直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示等の方法で公表することにより変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上



納税準備預金規定

1. (預金の目的、預け入れ)

この預金は、国税または地方税（以下「租税」といいます。）納付の準備のためのもので、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預け入れができます。

2. (証券類の受け入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取り立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。
- (2) 手形要件（特に振出日、受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。
- (5) 証券類の取り立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受け入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。
- (2) この預金口座への振り込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。



4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払い戻しはできません。その払い戻しができる予定の日は、通帳に日付等により記載します。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届け出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引き落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. (預金の払い戻し)

- (1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合にかぎり払い戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当行がやむをえないと認めたときは、租税納付以外の目的でも払い戻しができます。
- (2) この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（当行が特に認めた場合には署名）により記名押印（当行が特に認めた場合には署名）してこの通帳とともに提出してください。
- (3) 租税納付のためにこの預金を払い戻すときは、同時に納付書、納税告知書その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当行は直ちに租税納付の手続きをします。ただし、当該取扱店で取り扱うことのできない租税については、納付先宛の銀行振出小切手

を渡しますので、それにより納付してください。

- (4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

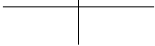
6. (利息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を1円として、毎年2月と8月の当行所定の日、店頭に表示する毎日の納税準備預金の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。
- (2) 租税納付以外の目的でこの預金を払い戻した場合および第13条第2項から第4項の規定によりこの預金を解約した場合、その払い戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。
- (3) 前2項の利率は金融情勢に応じて変更します。
- (4) この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。

7. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」といいます。）である場合は、預金の払い戻しおよび利息について次のとおり取り扱います。

- ① 納税貯蓄組合預金は、第5条第1項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払い戻しができます。

- 
- ② 租税納付以外の目的で払い戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第6条第2項の場合と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、職業または事業の内容、取引を行う目的、実質的支配者(法人のお客さまのみ)その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行本支店に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払い戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（当行が特に認めた場合には署名）を届け出の印鑑（当行が特に認めた場合には署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのため生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れの禁止)


- (1) この預金、契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

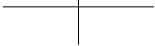
13. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、届け出の印章と通帳を持参のうえ、当行本支店に申し出てください。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。



なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになったとき
 - ② この預金の預金者が前条第1項に違反したとき
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- 
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間、預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- また、法令に基づく場合にも同様に行うことができるものとします。
- (5) 前項2項から4項により、預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行所定の書面に届け出の印章（当行が

特に認めた場合には署名)により記名押印(当行が特に認めた場合には署名)して当店に残高の返還または停止の解除を申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14. (通知等)

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)


(1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届け出の印章(当行が特に認めた場合には署名)により記名押印(当行が特に認めた場合には署名)して、通帳とともに直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- 
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。
- また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。
- ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示等の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上



通知預金規定

「通知預金証書」・「通知預金通帳」(以下、証書(通帳)といいます。)は、下記の規定により取り扱います。

1. (預け入れの最低金額)

この預金の預け入れは一口5万円以上とします。通帳に預け入れるときは必ず通帳を持参してください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

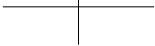
3. (証券類の受け入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えにまたは通帳の当該受け入れの記載を取り消したうえ、当店で返却します。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

- 
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は10,000円とします。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項各号一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (預金の解約)

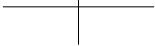
- (1) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（当行が特に認めた場合には署名）により記名押印（当行が特に認めた場合には署名）して証書（通帳）とともに当行本支店に提出してください。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、

その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

7. (届出事項の変更等)

- (1) 証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、職業または事業の内容、取



引を行う目的、実質的支配者（法人のお客さまのみ）その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行本支店に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 証書（通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8.（成年後見人等の届け出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

(4) 前3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9.（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（当行が特に認めた場合には署名）を届け出の印鑑（当行が特に認めた場合には署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのため生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書(通帳)は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

11. (通知等)

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

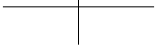
12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 通知預金規定の第2条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、預金者または第三者の当行に対する債務(保証債務を含む)を担保するために、この預金に質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届け出の印章(当行が特に認めた場合には署名)により記名押印(当行が特に認めた場合には署名)して、通帳または証書とともに直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、この預金で担保される



債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限を加える定めについては適用せず、第1項により相殺することができるものとします。



13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示等の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上





定期預金共通規定

「定期預金証書」・「定期預金通帳」〈以下、「証書」・「通帳」といいます。〉は、下記の規定により取り扱います。

1. (証券類の受け入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。この場合の初回満期時までの「適用利率」、「中間利払利率」、「中途解約利率」および「一部支払い後の利率」は、受入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率をもとに決定します。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引き換えにまたは通帳の当該受け入れの記載を取り消したうえ、当店で返却します。

2. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

- (1) 証書・通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、職業または事業の内容、取引を行う目的、実質的支配者（法人のお客さまのみ）その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行本支店に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 証書・通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書・通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

3. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取り消しまたは変更が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. (印鑑照合)


払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（当行が特に認めた場合には署名）を届出の印鑑（当行が特に認めた場合には署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書または通帳は、譲渡または質入れをすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

6. (預け入れの最低金額等)

この預金の預入金額は当行所定の金額以上とします。通帳により預け入れる場合は、必ず通



帳を持参してください。また、一口の期日指定定期預金または自由満期型定期預金の預け入れは、当行所定の金額内とします。

7. (自動継続)

(1) 自動継続扱いの預金は証書または通帳記載の満期日に前回と同一期間の同一種類の定期預金に自動的に継続します。

ただし、期日指定定期預金または自由満期型定期預金の場合は、証書または通帳記載の最長預入期限に自動的に継続します。

ただし、継続後の自由満期型定期預金の元金が当行所定の金額以上となる場合は、この取り扱いはいたしません。

なお、期日指定定期預金の継続後の元金が当行所定の預入金額をこえる場合は、最長預入期限と同一期間の自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）として継続します。継続された預金についても同様とします。

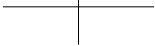
(2) この預金の継続後の利率は継続日における店頭表示の利率とします。

ただし、継続後の利率についての別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

ただし、変動金利定期預金については、変動金利定期預金規定によります。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。期日指定定期預金または自由満期型定期預金の場合は、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申し出てください。

8. (預金の支払時期等)



この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動継続扱いの定期預金は継続停止の申し出があった場合に、満期日以後に支払います。

なお、期日指定定期預金または自由満期型定期預金は、次によります。

〈期日指定定期預金〉

① 期日指定定期預金は、次に定める満期日以後に利息とともに支払います。

イ. 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から証書または通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、その1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

ロ. 満期日の指定がないときは、証書または通帳記載の最長預入期限を満期日とします。自動継続扱いで、継続停止の申し出があり満期日の指定がないとき（次号により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、証書または通帳記載の最長預入期限を満期日とします。継続停止の申し出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

② 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとし、指定された満期日から、1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とし

ます。自動継続扱いの場合は同時に継続停止の申し出がなかったものとして取り扱います。

- ③ 自動継続扱いで、継続停止の申し出のない場合は、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前号により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取り扱いをします。

〈自由満期型定期預金〉

- ① 自由満期型定期預金は、この預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続をしたときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- ② 前号①による預金（一部支払いをしたときはその支払後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から証書または通帳記載の最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。

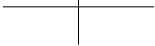
なお、自動継続扱いで、この預金の一部支払いをしたときは、その残りの金額について引続き自動継続の取り扱いをします。

9.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第10条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

10.（預金の解約、書替継続）


- (1) この預金の全部または一部を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（当行が特に認めた場合には署名）により記名押印（当行が特に認めた場合には署名）



して証書または通帳とともに提出してください。

(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

11. (通知等)

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 前第8条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、預金者または第三者の当行に対する債務(保証債務を含む)を担保するために、この預金に質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届け出の印章(当行が特に認めた場合には署名)によ

り記名押印（当行が特に認めた場合には署名）して、通帳または証書とともに直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、この預金で担保される債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ただし、変動金利定期預金の場合で利率の変更の際に店頭で利率が表示されていないときには、最後に表示された利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある



ときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限を加える定めについては適用せず、第1項により相殺することができるものとします。

13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示等の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上



期日指定定期預金規定

1. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
- ① 1年以上2年未満 証書または通帳記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 証書または通帳記載の「2年以上」の利率
(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) 自動継続扱いの場合は、継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 自動継続扱いで継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金するか、または元金に組み入れて継続します。
- (4) 自動継続扱いで、指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (5) この預金の満期日以後の利息（自動継続扱いの場合の継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条第2項により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継

続日) から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

(7) この預金の付利単位は1円とします。

2. (通知等)

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

3. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示等の方法で公表することにより変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

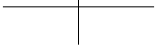
自由満期型定期預金規定（愛銀フリー定期規定）

1.（利息）

(1) この預金の利息は、解約時（一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から解約日（最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限、一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、自動継続扱いの場合の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日（継続をした場合はその継続日。以下同じです。）から最長預入期限（解約するときは解約日、一部支払いをするときは一部支払日）の前日までの日数について上記と同様の方法により計算し、あらかじめ指定された方法によって指定口座へ入金するか、または元金に組み入れて（解約するときはこの預金とともに、一部支払いをするときは一部支払いする元金とともに）支払います。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ① 6か月以上1年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率 |
| ② 1年以上2年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率 |
| ③ 2年以上3年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率 |
| ④ 3年以上4年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率 |
| ⑤ 4年以上5年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率 |
| ⑥ 5年 | 預入日における店頭表示のこの預金の「5年」利率 |



なお、上記の預入期間に応じた利率を店頭表示の利率と異なる約定利率とした場合は、対象となる預入期間にのみ「約定利率」を適用し計算します。

- (2) 一部支払い後の残余の預金（以下「一部支払い後の預金」といいます。）についての利息は一部支払日以降も約定利率を適用して計算します。

ただし、この預金の預入日現在において当行がこの預金の店頭表示の利率に関して金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって店頭表示の利率に差異を設けている場合で、一部支払い後の預金の金額が当該金額階層区分を下回ることとなった時は、一部支払日以降、一部支払い後の預金の利息は、この預金の預入日に同じ預入期間にて一部支払い後の預金の金額相当額を預けた場合に適用される店頭表示の利率を適用して計算します。

- (3) 自動継続扱いで、継続を停止した場合の利息は、最長預入期限以後にこの預金とともに支払います。
- (4) この預金の最長預入期限以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合における最長預入期限以後の利息を含みます。）は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条第2項により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普



通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

2. (通知等)

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

3. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示等の方法で公表することにより変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）

1.（利息計算方法）

この預金の利息計算は、あらかじめご指定いただいた次の方法のいずれかにより行います。

- ① 預入日（継続をした時はその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については、定期預金共通規定第7条第2項の利率。以下「約定利率」といいます。）によって単利計算する方法（以下「単利型」といいます。）
- ② 約定日数および約定利率によって複利計算する方法（以下「複利型」といいます。）

2.（利息：単利型）

- (1) 単利型のこの預金の利息は、約定日数および約定利率によって単利計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金については次により中間利払いを行います。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率も継続後の預金の「継続日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」。

ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

ただし、2回目以降の中間払利息は、前回までの支払済中間払利息合計額を調整した金額を各中間利払日に支払います。

なお、店頭表示の利率と異なる約定利率とした場合は、「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」と「約定利率」のいずれか低い利率により計算します。

- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差し引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日以後に支払います。
- (2) 単利型のこの預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
- ② 預入日の2年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。
- また、満期払利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条第2項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をした時は最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数に応じた次の利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|-------------|------------------------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70% |
| ③ 1年以上2年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70% |
| ④ 2年以上3年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70% |
| ⑤ 3年以上4年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70% |
| ⑥ 4年以上5年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70% |

なお、店頭表示の利率と異なる約定利率とした場合は、「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率（預入期間が6か月未満の場合は解約日における普通預金利率）」と「約定利率」のいずれか低い利率により計算します。

ただし、中間払利息が支払われている場合は、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各

中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (利息：複利型)

(1) 複利型のこの預金の利息は、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、自動継続扱いの場合はあらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続する方法により支払います。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息(自動継続扱いの継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。)は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条第2項により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数に応じた次の利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|-------------|------------------------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70% |
| ③ 1年以上2年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70% |
| ④ 2年以上3年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70% |

- ⑤ 3年以上4年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%
⑥ 4年以上5年未満 預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%

なお、店頭表示の利率と異なる約定利率とした場合は、「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率（預入期間が6か月未満の場合は解約日における普通預金利率）」と「約定利率」のいずれか低い利率により計算します。

- (4) 預入日の2年後の応当日以降の日を満期日とした複利型のこの預金は、当行がやむをえないと認めた場合には、預入日の6か月後の応当日（据置期間満了日）以後に元金の一部を1万円以上1円単位の金額で満期日前に一部解約することができます。一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。
- (5) 一部解約後の残余の預金（以下「一部解約後の預金」といいます。）についての利息は一部解約日以降も約定利率を適用して計算します。

ただし、この預金の預入日現在において当行がこの預金の店頭表示の利率に関して金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって店頭表示の利率に差異を設けている場合で、一部解約後の預金の金額が当該金額階層区分を下回ることとなった時は、一部解約日以降、一部解約後の預金の利息は、この預金の預入日に同じ預入期間にて一部解約後の預金の金額相当額を預けた場合に適用される店頭表示の利率を適用して計算します。

- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（通知等）

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合に



は、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示等の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上



自由金利型定期預金規定（大口定期預金規定）

1.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（継続後の預金の利率については定期預金共通規定第7条第2項の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

また、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された預金口座への入金または元金への組み入れのいずれかの方法により満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率も、継続後の預金の「継続日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

ただし、2回目以降の中間払利息は、前回までの支払済中間払利息合計額を調整した金額

を各中間払日に支払います。

なお、店頭表示の利率と異なる約定利率とした場合は、「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率」と「約定利率」のいずれか低い利率により計算します。

- ② 中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日以後に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは次のとおり取り扱います。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日以降の日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座へ入金します。
また、満期払利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (4) この預金の満期日以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合における満期日以後の

利息を含みます。)は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条第2項により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をした時は最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数に応じた次の利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|-------------|------------------------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70% |
| ③ 1年以上2年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70% |
| ④ 2年以上3年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70% |
| ⑤ 3年以上4年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70% |
| ⑥ 4年以上5年未満 | 預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70% |

なお、店頭表示の利率と異なる約定利率とした場合は、「預入日における店頭表示のこの預金の預入期間に応じた利率に70%を乗じた利率(預入期間が6か月未満の場合は解約日における普通預金利率)」と「約定利率」のいずれか低い利率により計算します。

ただし、中間払利息が支払われている場合は、その支払額(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

2. (通知等)



届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しましたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

3. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示等の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上



変動金利定期預金規定

1. (自動継続)

(1) 自動継続扱いのこの預金の継続後の利率は、下記によります。

① 継続後の元金が1,000万円未満のこの預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)(以下「スーパー定期」といいます。)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続時における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。


② 継続後の元金が1,000万円以上のこの預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(以下「大口定期預金」といいます。)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続時における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

(2) ただし、この預金の継続後の利率について、前項の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

2. (利率の変更)

(1) この預金の利率は、下記によります。

① 預入金額が1,000万円未満のこの預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じです。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とするスーパー定期



の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

② 預入金額が1,000万円以上のこの預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする大口定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

(2) ただし、この預金の利率について、前項の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息計算方法)

(1) この預金は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に中間利払額を利息の一部として支払う方法（以下「単利型」といいます。）および6か月複利の方法（以下「複利型」といいます。）があります。

(2) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (利息：単利型)

(1) 単利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書または通帳記載の中間利払利率（前記第2条により利率を

変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

- ② 中間利払日数および証書または通帳記載の利率(前記第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金の利率については前記第1条の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差し引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息(自動継続扱いの継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。)は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条第2項により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

- ① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日まで
に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の
利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日
数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金
額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）をこの預金とともに支払います。この場合、
期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払
利息の合計額）との差額を清算します。
- イ. 預入日の1年後の応当日または預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|---------------|----------|
| (イ) 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| (ロ) 1年以上2年未満 | 約定利率×70% |
- ロ. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- | | |
|-----------------|----------|
| (イ) 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| (ロ) 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| (ハ) 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| (ニ) 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| (ホ) 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

5.（利息：複利型）

- (1) 複利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載

の利率（前記第2条により利率を変更した時は、変更後の利率。継続後の預金については、前記第1条の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続する方法により支払います。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第10条第2項により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利で計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |



6. (通知等)

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しましたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示等の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上



定期積金規定

1. (掛金の払い込み)

定期積金(愛称:スーパー積金、以下「この積金」といいます。)は、通帳記載の払込日に掛金を払い込みください。払い込みのときは必ずこの通帳を持参してください。

2. (証券類の受け入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受け入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの通帳の当該払込記載を取り消したうえ、当店で返却します。

3. (給付契約金の支払時期)

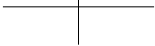
この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4. (払い込みの遅延)

この積金の払い込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または通帳記載の利回りによる遅延利息をいただきます。

5. (給付補てん金の計算)

- (1) この積金の給付補てん金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払い込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の契約残高相当額とともに支払います。

- 
- ② 当行がやむをえないと認めて満期日前の解約をするときおよび第9条第2項により解約するときは、払込日から解約日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の契約残高相当額とともに支払います。
- ③ 上記①②の計算に適用する利率は、次のとおりとします。
- A 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。
解約日における普通預金利率
- B 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。
約定年利回×60%（小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）
- ④ この計算の単位は1円とします。

6.（先払割引金の計算等）

- (1) この積金の掛金が払込日前に払い込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回りに準じて満期日に計算します。この場合、先払日数90日以上のものに限ります。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

7.（満期日以後の利息）


この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

8.（反社会的勢力との取引拒絶）

この積金は、第9条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの積金口座の開設をお断りするものとします。


9. (解 約)

- (1) この積金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章（当行が特に認めた場合には署名）により記名押印（当行が特に認めた場合には署名）してこの通帳とともに当行本店に提出してください。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、積金者（預金者）との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの積金取引を停止し、または積金者（預金者）に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 積金者（預金者）が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 積金者（預金者）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- 
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 積金者(預金者)が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為

10. (届出事項の変更・通帳の再発行等)

- (1) この通帳や届出印章を失ったとき、または印章、名称、住所、職業または事業の内容、取引を行う目的、実質的支配者(法人のお客さまのみ)その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行本支店に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、



当行は責任を負いません。

- (2) この通帳または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

11. (印鑑照合)

この通帳、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（当行が特に認めた場合には署名）を届け出の印鑑（当行が特に認めた場合には署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類に偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (譲渡・質入れの禁止)

- (1) この積金および通帳は譲渡または質入れすることはできません。
(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承認する場合には、当行所定の書式により行います。

13. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
(4) 前3項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

14. (通知等)

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

15. (保険事故発生時における積金者(預金者)からの相殺)

(1) 定期積金規定の第3条にかかわらず、この積金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。

なお、積金者(預金者)または第三者の当行に対する債務(保証債務を含む)を担保するために、この積金に質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届け出の印章(当行が特に認めた場合には署名)により記名押印(当行が特に認めた場合には署名)して、通帳とともに直ちに当行に提出してください。

ただし、この積金で担保される債務がある場合には当該債務から、この積金で担保される債務が第三者の当行に対する債務である場合には積金者(預金者)の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞な

- く異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この積金の利息相当額等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。
- また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。
- ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限を加える定めについては適用せず、第1項により相殺できるものとします。

16. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示等の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上



A T Mによる定期預金取引規定

1. (A T Mによる定期預金取引)

次の各定期預金取引は、当行の現金自動預入支払機（「A T M」といいます。）で利用することができます。

- (1) 総合口座通帳への定期預金口座の新規開設（以下「A T M新規口座開設」といいます。）
当行のA T Mを利用して、現金またはキャッシュカードによる普通預金・貯蓄預金・当座預金からの振替により総合口座通帳に定期預金口座を新規開設するサービスです。
- (2) 総合口座通帳・定期預金通帳・積立式定期預金通帳の定期預金預入（以下「A T M追加預入」といいます。）
当行のA T Mを利用して、現金またはキャッシュカードによる普通預金・貯蓄預金・当座預金からの振替により総合口座通帳・定期預金通帳・積立式定期預金通帳へ定期預金を預け入れするサービスです。
- (3) 定期預金満期日解約予約（以下「A T M解約予約」といいます。）
当行のA T Mを利用して、総合口座通帳の定期預金口座からご指定の定期預金の自動継続を停止して満期日に自動解約し、元利金を当該総合口座通帳の普通預金口座に入金するサービスです。
- (4) 定期預金解約・一部支払（以下「A T M解約・一部支払」といいます。）
当行のA T Mを利用して、総合口座通帳の定期預金口座からご指定の定期預金を解約・一部支

払するサービスです。

2. (ATM新規口座開設)

(1) ご利用いただける方

ATM新規口座開設をご利用いただけるのは、総合口座通帳をお持ちの個人の方とします。

(2) 対象定期預金

ATM新規口座開設の対象とする定期預金は、自動継続扱いの自由金利型定期預金<M型>(以下「スーパー定期」といいます。)、自由満期型定期預金(以下「愛銀フリー定期」といいます。)
および期日指定定期預金とします。ただし、預入期間が1年を超える単利型のスーパー定期は
取り扱いできません。

(3) 預入方法

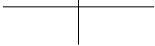
ATM新規口座開設をご利用いただく場合には、当行ATMの画面表示等の操作手順に従って、
現金またはキャッシュカードと総合口座通帳をATMに挿入し、所定事項を正確に入力してく
ださい。この場合、新規預入申込書等は必要ありません。また、キャッシュカードをご使用い
ただく場合、ATMに挿入したキャッシュカードの暗証番号の入力が必要です。

(4) 預入限度額

ATM新規口座開設をご利用いただく場合の1回あたりの預入金額は、当行の定めた金額の
範囲内とします。

3. (ATM追加預入)

(1) ご利用いただける方



A T M追加預入をご利用いただけるのは、総合口座通帳・定期預金通帳をお持ちの個人の方、および積立式定期預金通帳をお持ちの方とします。

(2) 対象定期預金

A T M追加預入の対象とする定期預金は、自動継続扱いのスーパー定期、愛銀フリー定期、期日指定定期預金および積立式定期預金とします。ただし、預入期間が1年を超える単利型のスーパー定期は取り扱いできません。

(3) 預入方法

A T M追加預入をご利用いただく場合には、当行A T Mの画面表示等の操作手順に従って、現金またはキャッシュカードと総合口座通帳、定期預金通帳、積立式定期預金通帳をA T Mに挿入し、所定事項を正確に入力してください。この場合、預入申込書等は必要ありません。また、キャッシュカードをご使用いただく場合、A T Mに挿入したキャッシュカードの暗証番号の入力が必要です。

(4) 預入限度額

現金によるA T M追加預入をご利用いただく場合の1回あたりの預入金額は、当行の定めた金額の範囲内とします。

4. (A T M解約予約)

(1) ご利用いただける方

A T M解約予約をご利用いただけるのは、普通預金キャッシュカードが発行された総合口座通帳をお持ちの個人の方とします。

(2) 対象定期預金

A T M解約予約の対象とする定期預金は、総合口座に預け入れされている自動継続扱いのスーパー定期とします。

(3) 取扱方法

- ① A T M解約予約の予約期間は、ご指定の定期預金の預入日から満期日の前日までとします。
- ② A T M解約予約をご利用いただく場合には、当行A T Mの画面表示等の操作手順に従って、キャッシュカード（代理人カードでのご使用はできません。）と総合口座通帳をA T Mに挿入し、キャッシュカードの暗証番号その他所定事項を正確に入力してください。
- ③ A T M解約予約の実施日は、ご指定の定期預金の満期日とします。
- ④ ご指定の定期預金の解約金は、元金および利息（課税扱いの場合は税引後の利息）の合計額を総合口座の普通預金口座へ入金する方法で支払います。この場合、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(4) 予約の取り消し

A T M解約予約の取り消しを希望する場合は、上記予約期間の銀行営業時間内に、当行所定の依頼書に署名および届出印による捺印をしたうえで当該総合口座通帳とともにお取引店に提出してください。

5. (A T M解約・一部支払)

(1) ご利用いただける方

A T M解約・一部支払いをご利用いただけるのは、普通預金キャッシュカードが発行された総合

口座通帳をお持ちの個人の方とします。

(2) 対象定期預金

A T M解約の対象とする定期預金は、総合口座に預け入れされている自動継続扱いのスーパー定期とします。また、A T M一部支払の対象とする定期預金は、預入日から6か月以上経過した総合口座に預け入れされている自動継続扱いの複利型のスーパー定期とします。ただし、ご指定の定期預金の自動継続が停止している場合はいずれも対象としません。

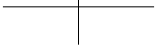
(3) 取扱方法

- ① A T M解約・一部支払をご利用いただく場合には、当行A T Mの画面表示等の操作手順に従って、キャッシュカード（代理人カードでのご使用はできません。）と総合口座通帳をA T Mに挿入し、キャッシュカードの暗証番号その他所定事項を正確に入力してください。
- ② ご指定の定期預金の解約金は、元金および利息（課税扱いの場合は税引後の利息）の合計額を総合口座の普通預金口座へ入金する方法で支払います。この場合、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

6. (サービスの停止)

上記1 (1)～(4)の各サービスは、次の各号の一つでも該当した場合、利用することができません。

- ① 通帳または普通預金キャッシュカードの紛失または盗難の届け出が提出されているとき
- ② 相続の開始があったとき
- ③ 支払いの停止または破産・民事再生手続開始の申立等があったとき

- 
- ④ 指定定期預金に差押（仮差押）がなされたとき
 - ⑤ その他債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ⑥ 前各①～⑤号のほか、当行 A T M でこれらサービスができない理由が生じたとき

7. (サービスの解約)

上記 1 (1)～(4)の各サービスは、当行が相当の理由があると認めた場合には、当行はいつでもこれらサービスの取り扱いを解約することができるものとします。ただし、当行に対しての解約の通知は、当行所定の書面によることとします。

8. (通知等)

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しましたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示等の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

10. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行所定の各種預金規定、総合口座取引規定、愛銀キャッシュカード規定、愛銀ビジネスカード規定により取り扱います。

以 上


盗難通帳等を用いた預金の払い戻しによる被害の補てん
および本人確認の取り扱いに関する特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、個人のお客さまの預金取引に適用されます。
- (2) この特約は、以下の取り扱いを定めるものです。
 - ① 盗取された通帳、証書（以下、「通帳等」といいます。）を用いて不正な払い戻し（解約および当座貸越を利用した払い戻しを含みます。）が行われた場合における取り扱い
 - ② 本人確認（預金の払い戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取り扱い
- (3) この特約は、各種預金規定（以下、「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. (盗難通帳等による払い戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な払い戻し（以下、本条において「当該払い戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難があったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- 
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払い戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ① 当該払い戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払い戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当行が当該預金について預金者に払い戻しを行っている場合には、この払い戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
- (6) 当行は、①当該払い戻しを受けた者その他の第三者から預金者が損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、②当該払い戻しにより被った損害について本人が請求できる保険金相当額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
- (7) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (8) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払い戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権およびその他の権利を取得するものとします。

3. (預金の払い戻しにおける本人確認)

預金の払い戻しにおいて、原規定に定めのある払い戻しの手続きに加え、当該預金の払い戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払い戻しを行いません。

以 上